

平成 26 年第 2 回
北栄町農業委員会総会議事録

平成 26 年第 2 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年2月10日（月）					
開催の場所	北栄町北条農村環境改善センター					
開 会	平成26年2月10日（月） 午後1時30分					
出席委員 (25名)	1 番	河原 廣美	2 番	家森 政男	3 番	岸田 一成
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番	木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番	村岡 昌美
	10 番	永田 恭彦	11 番	徳山 克之	12 番	前田 榮久
	13 番	宇田川誠章	14 番	福光 康男	15 番	杉川 武士
	16 番	徳山 隆敏	17 番	津川 孝篤	18 番	前田 浩明
	19 番	森本 真理子	20 番	山下 正美	21 番	谷口 廣志
	22 番	遠藤 忠充	23 番	斎尾 智弘	24 番	盛山 由紀子
			26 番	濱坂 良男		
欠席委員等						
事務局	局長	下阪 啓二	書記	阪本 知春		
閉 会	平成26年2月10日（月） 午後3時21分					

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署名委員の選出
(2 4 番) (1 番)
- 5 議事
 - (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 件)
 - (2) 農地利用集積計画の決定について
 - ・ 利用権設定
 - ・ 北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 章 1 の (5) の規定による所有権の移転申出書 (1 件)
- 6 協議事項
 - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
 - (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について
 - (3) 農地の転用に関する確認願について (2 アール未満の農業用施設)
 - (4) 公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について
 - (5) 平成 2 6 年度農作業労働標準賃金検討会委員の選任について
 - (6) 農業生産法人報告書について
(有) 牧田稲研究所 (有) ウエストヒルズファーム
 - (7) 農業生産法人設立届について
(株) エイチアグリ
 - (8) 農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約について
- 7 報告事項
 - (1) 委員会報告
 - 農地委員会
 - 農政委員会
 - 広報委員会
 - (2) 2 6 年度活動計画について
 - (3) 就農計画の認定について
- 8 連絡事項
 - (1) 総会開催予定等
 - ・ 第 3 回総会 平成 2 6 年 3 月 1 0 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から
北栄町北条農村環境改善センター
 - 現地確認 平成 2 6 年 3 月 7 日 (金) 事務局集合
担当委員 議席番号 1 1 番 ~ 1 4 番
 - 議案締切日 平成 2 5 年 2 月 2 5 日 (火)
- 9 その他 卒業旅行アンケート、フリース配布
- 1 0 閉会

【添付】 資料、資料 (写真)

○事務局 それでは、第2回の農業委員会総会を開催いたします。

会長さん、御挨拶をお願いいたします。

○濱坂会長 皆さん、こんにちは。大変寒い日になりまして出にくかったかと思いますが、総会に出席いただきまして、ありがとうございます。また、きょうは目の前にチョコレートがございまして、ありがとうございます。

最近ちょっと感じたことをお話ししたいと思いますが、今、町の農業振興基本計画の策定、2回目の委員会まで来ているのですけれども、テーマのとおり、希望と夢のある農業というのが一つの大きな前提になっているわけですが、夢とか希望というのは何だろうかというのがなかなか、十人十色といいますか千差万別で、それをどうやって計画の中に一つの大きな目標として捉えるかというのを、そこで今、立ちどまっているところです。きょう、アンケートを出していただいておりますが、皆さん方がどういうイメージ、思いで聞いておられるかなと非常に興味深く思っているところです。

きのう新聞を見ておりました、25年前に60歳で亡くなっている手塚治虫さん、漫画家ですけれども、話が出ておりました。読んだりしましたら、手塚治虫さんには大きな夢が3つあったそうですけれども、1つは空を飛ぶこと、2つ目が変身できること、3つ目が動物と話ができる、この3つが大きな彼の夢だったそうです。それが漫画に生かされているというふうに今思うわけですが、その中で生まれてきたのが鉄腕アトム、50年ぐらい、60年前だと思います、私の子どものころだったのですが、鉄腕アトムが生まれてきて。鉄腕アトムが原発の推進のPRのキャラクターに無断で使われたそうでした、そうしたら、手塚治虫さんが非常に怒ったと。要は、彼はああいう漫画を書いておりましたけれども、いわゆる自然派といいますか、そういったことでした、本当は医者なのですから、そういう合理主義だとか生産市場主義、利益市場主義と言いますが、そういったことが自然を破壊したり地域を疲弊させると考えておられたようでした、そのことがたまたま50年後になってこういう原発の事故になったり、もう後戻りできないような状況になってきたということにもつながっておるのではないかなという気がいたします。

あと別なところで、食育とか花育とかいう言葉を御存じだと思いますが火育というものもあるそうです、燃やす火ですね。何で火なのかと思いましたが、要は今、オール電化とか、風呂もたくこともないですし、たき火はされないという話になっていまして、今の子供たちは火を扱うことがないですね。火はもともと人間だけが扱える技術といいますか、持った知恵で初めてここまで進化してきているわけですが、その火を知らない子供たちが今どんどん育っているということで火に対する勉強をしておるようです。それを誰がやっているかという、電力会社、LPガスの会社だとかそういったところがやっているわけですね。それでまた付随して水育ですね。水はもちろん大事ですが、それを育んだのは森林だとか、それから土育とか木育とか、そういうことを改めて勉強しないと伝わっていかないという状況が今起こっておるようです。

皆さんも一緒だと思いますが、僕らのころは子どものときから風呂たきをしろと言われて風呂をたいたり、山に行って木に登って何かとったり、生きることを自然と身につけてきたのですけれども、今の子は、わざわざやらないとそういったことができない。これが果たして本当に私たちが生きていく上でいいのかどうか。

最初の農業の夢と希望に戻りますけれども、もうけだけ考えると、北栄よりはもっと大きな大産地もありますし、進んだ農業、企業経営をやっておられるところもどんどんあるのですが、果たしてそんな夢を追っかけていていいのかなと。田舎なら田舎なりの、自然に添って生きていくような、かつ、その中で生活ができるようなものを追いかけていくのがこの辺で描く夢なのかなあと、いろいろ感じているところです。きょうの皆さんのアンケートを見させてもらうのを非常に楽しみにしておるところです。

ということで、きょうは第2回の総会を行いますけれども、あとに農政委員会は産業建設常任委員会の議員さんと懇談会がありますので、なるべくスムーズに進行したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、今、会長さんのほうからもございましたアンケートですが、一部出していた

だいていない方もございますので、できれば帰りには出していただければなあと思います。

それでは、農業委員会の会議規則第5条に、会長は、会議の議長となり、議事を整理するとあります。今後は、会長さんのほうに議長となつていただきます。

○濱坂議長 それでは、第2回の農業委員会総会を始めたいと思いますが、本日の欠席はございません。

それでは、4番の議事録署名委員ですが、順番に従いまして、24番の盛山委員、それから1番の河原委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、5番の議事に入りたいと思います。

農地法3条の規定による許可申請について、3件となっておりますが、取り下げがございましたので2点ということでございます。順次説明をお願いいたします。

○事務局 お配りしておりますレジュメの3ページをごらんください。こちらに、議案等に係る位置図をつけております。また、写真を別紙資料として差し上げておりますので、議事等の参考にしていただきますようお願いいたします。

まず、第1号の1でございますが、議事の1ページをごらんください。議案第1号は3件としておりましたけれども、譲り受け人の息子さんが住宅を建てる計画があるということのようございまして、取り下げをされたものでございます。

議事の2ページをごらんください。まず、議案第1号の1ですが、これに係る農地は、1筆855平方メートルでございます。所有者は、もともとこちらの方のようですが、現在は鳥取市にお住まいであり、処分したいとのことで、家屋や農地を松神の方へ譲られることになりました。

議事の3ページをごらんください。譲り受け人は、田畑合わせて約28,400平方メートルを耕作されています。作付予定の作物は、全てブドウを耕作されます。

議事の5ページをごらんください。農作業の従事状況ですが、農作業に従事される方は、ご本人、奥さん、長男、雇用人1名の4名となっております。

議事の6ページをごらんください。周辺農地との関係では、周辺農地に迷惑がかからないよう、畑として適正に使用するとされています。また、地域との役割分担の状況につきましても、地域の活動に参加し、農地の管理を努めるとされています。以上でございます。

○濱坂議長 1号の1の説明が終わりました。何か質疑等、発言ございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の1、発言がないようですので、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の1、申請のとおり許可といたします。

続きまして、1号の3の説明をお願いします。

○事務局 議事の17ページをごらんください。議案第1号の3ですが、これに係る農地は2筆でございます。

米里の方から、北条島の社会福祉法人トマトの会への所有権移転でございます。

議事の18ページをごらんください。この法人は、農地を所有されていません。本来でございましたら、下限面積の50アールに達していませんので、普通は許可とならないところでございますが、農地法施行令第6条第1項第1号ハ中に、その権利を取得しようとする者が、その取得後において耕作または養畜の事業に供すべき農地及び採草牧草地の全てについて耕作または養畜の事業を行うと認められ、かつ、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の営利を目的としない法人については許可することができるとあり、この下限面積要件のほか、効率要件ですとか、農業生産法人要件にも特例が適用され、許可が可能となるものでございます。

この度の社会福祉法人の場合、申請書においては、少しはぐっていただきまして、議事の21ページの下(2)の3番目にチェックが入ります。

戻っていただきまして、19ページをごらんください。取得する農地は、畑として蔬菜

を耕作されます。農機具については、軽トラ2台、耕運機1台です。農作業に従事する者については、法人であり、記入の必要がありません。

20ページをごらんください。周辺地域との関係では、地域の水調整に参加し、取り決めを順守されるとともに、地域の農地の利用調整に協力するとされています。また、地域との役割分担の状況については、農地、農業施設に関する話し合いに参加するとともに、共同作業等に積極的に参加するとされています。

22ページをごらんください。四角の中に事業計画が上がっております。これまで、ラッキョウの生産から販売まで行ってこられており、このたび、就労の機会拡大を行い、自立支援のさらなる充実を図るとのことでございます。以上でございます。

○濱坂議長 1号の3の説明が終わりました。何か発言ございますか。

○河原委員 ちょっといいですか。

○濱坂議長 はい。

○河原委員 1つだけ聞かせてください。もし、私の考えが間違いだったら改めます。

許可を反対するつもりはないのですが、営利を目的としないという社会福祉法人だと判断するなら、販売を行ってきました、これから使うものについてもJAに売りますよというものは許せるのかなということですが。

○事務局 社会福祉法人自体が営利を目的としていないでしょうから、販売したとしても、それを再度、その作業をされる方々への配分ですとか、さらなる生産にお金は回るものだと思いますけれども。

○河原委員 それなら言葉だけの話ですよ、あくまで。例えば、従事分量で配当しますよとかにしてあげばいいですよ、例えばの話でね。

○永田委員 営利を目的としないという部分では、いわゆる配当をしないことというのは多分、前提にあると思うのですが、NPOもそうですけれども。別に金を稼いではいけないわけではなくて、それを出資者等に分配する等のことがなければ、恐らくいいのではないかと思いますかね。

○齋尾委員 1ついいですか。

○濱坂議長 はい。

○齋尾委員 私はこのトマトの会に行ったことがあるのですが、大体20人ぐらいの人が、町からの支援を受けながら袋詰めとかそんなことをしているのですが、これはその一環だと思います。それで、大体月に3万円ぐらいの賃金という形で払っておられるようですが、それが精いっぱいだと。中で食堂もされていて、その売り上げも全て障害の方に賃金を払う形で対応されているようです。ですから、障害者年金ももらわれているようですが、各障害のある方は。ですが、将来的には10万ぐらいの賃金が払えるようにしたいと考えておられるようですが、それがなかなかうまくいっていないということなので、ちょっと手広くしたいということが非常によくわかると思います。以上です。

○事務局 例えば、私も永田委員に言われて、たしかそうだったなと思って。出資者に配分とか、そういうことがなければ収益を上げるということにはならないと思います。ちょっと確認させてください。

○永田委員 1点いいですか。土地の全部事項証明書がついていますがけれども、抵当権がついているのですが、この辺はどうなのでしょう。売買取得等について影響はないと思うのですけれども。

○事務局 これは外されるどころだったと思います。売買のときには外してあります。

○濱坂議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

発言がないようですので、1号の3は申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の3は許可といたします。

続きまして、農地利用集積計画の決定について、説明を願います。

○事務局 議事の26ページをごらんください。農地利用集積計画の決定でございます。

27ページと本日お配りしました議案の追加分をごらんください。まず、利用権設定で

ございます。3年未満の契約はございません。

105番、106番につきましては、担い手育成機構にお世話になり、就農認定者の研修農地として使用されます。

なお、議案追加分にあります133番から292番までは、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号のイに規定する農地所有者代理事業により、中部地区の農地利用集積円滑化団体となっている鳥取中央農協が、所有者を代理して農地の貸し付けを行うものでございます。

それぞれの内容につきましては、議案書の各筆明細に明記しております。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

各要件については、以前に配付しております農業委員会法令業務ロードマップの3ページにございます。

なお、議案追加分の32の15ページに、農事組合法人瀬戸から農業法人適格要件届け出書が出ています。他県で農業生産法人が初めて農地等の権利を取得する場合に、このような届け出書を添付させている例がございましたので、これによりまして、町内に設立された農業生産法人については、さらに後にございます設立届で適格であるかどうか、農地等の権利を取得する以前にわかりますが、町外に設立された法人の場合、設立届はこちらに参りませんので、こちらを適格であるかどうかの判断材料とすることができます。このため、今後、農業生産法人が設立された場合には添付いただくようにしたいと考えております。以上でございます。

○濱坂議長 それでは、今回は瀬戸の分も含めると多数ございますが、59番、前田職務代理の案件でございますし、それから107番、それから私のところの案件でございます。この2件以外につきまして確認を願いたいと思います。

いかがでしょうか、何か発言があれば。

○友定委員 ちょっといいですか。

○濱坂議長 はい。

○友定委員 ちょっと聞いてみたいのですけれども、105番と106番の担い手育成機構が担い手に貸し出すという分だと思っておりますけれども、地主に対しては無償でいいのですか、無償でしたか。

(「無償」と呼ぶ者あり)

この団体の借料、借りるときに、地主に対して無償でいいのですか。担い手に貸すのは無償なのかもしれませんが、地主には有償ではないのですか、違いますか。

○事務局 いや、有償とは限りません。

○友定委員 限らないのですか。

○事務局 はい。中には高くて結局は話がまとまらなかったものもあるぐらいでして、いろいろです、それぞれの事情があるようです。

○友定委員 わかりました。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

そのほか特に発言がないようですが、59番と107番を除いたものにつきまして、計画のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、計画のとおり決定いたします。

続きまして、59番ですが、前田委員を除斥扱いとして検討いただきたいと思います。何か発言はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

特に発言ないので、59番につきましても計画のとおり決定いたします。

○前田職務代理 引き続きまして、107番の案件ですが、濱坂会長を除斥扱いとして検討いただきたいと思います。

この件につきまして、何か御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

無いようでしたら、このまま計画どおり決定いたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○濱坂議長 それでは、全計画のとおり決定いたします。

引き続きまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書について説明を願います。

○事務局 議事の64ページをごらんください。北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書でございます。この申出書に係る農地は1筆でございます。約14アールを50万円で売買されるものでございます。利用目的としましては、畜産用の採草をされるとのことでございます。譲り受け人は、認定農業者であり、地域の平均面積以上の農地……。

この申出書に係る農地は1筆でございます。約19アールを50万円で売買されるものでございます。利用目的としては、スイカ、切り花でございます。譲り受け人は認定農業者であり、地域の平均面積以上の農地を耕作されておりますし、基本構想の要件に適合しているものと考えます。参考として、法令業務ロードマップでは3ページとなります。以上でございます。

○濱坂議長 説明が終わりました。何か発言ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

特に発言がないようですので、2の基盤強化法に関する申出書ですが、申し出のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、申し出のとおり許可いたします。

引き続きまして、6番、協議事項に入ります。

1番、農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について、3件でございます。説明を願います。

○事務局 協議事項の1ページをごらんください。農地法の第3条の3第1項の規定による届け出書が3名の方から出ております。農業委員会のあっせん希望は1ページ目の分と、それから4ページ目の分でございます。以上です。

○濱坂議長 3件まとめて説明がございましたが、何か発言はございますか。

特に発言がないようですが、届け出のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは3件、届け出のとおり受理いたします。

続きまして、2番、農地法第18条第6項の規定による通知書について、9件でございます。説明を願います。

○事務局 協議事項の6ページと議案追加分の14の1ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借合意解約書が21件提出されております。以上です。

○濱坂議長 追加の分も含めて14件ですね。中身を確認していただきたいと思います。

主に瀬戸の法人の関係でございます。何か発言がございますか。

特に、きょう追加で配られた分については目を通していただいているかと思いますが、目を通していただきたいと思います。

○永田委員 1つ伺ってみていいですか。

○濱坂議長 はい。

○永田委員 追加分の14の8の合意解約の分ですけれども、契約年月日が平成26年1月1日で、農地法なので自動的に更新されたので26年1月1日なのかなとも思うのですが、このところは、いかがなものでしょうか。

(「追加分」と呼ぶ者あり)

○事務局 どうも農業者年金の関係で、1月1日で契約を親子間でされなければいけなかったようです。これまでも経営移譲の関係については農業委員会には諮っていないということだったようでございます。で、改めてこのたび農事組合法人瀬戸に貸し出すという格好だそうでございます。

○濱坂議長 届け出はしてなかったですか。

○事務局 届け出は、今までも、これは親子間の分についてはしていないのです。農業委員会のほうに諮っていないのです。

○永田委員 届け出がしていないものを解約するというのも変な話のような気がします。

○事務局 更新書類は出されています。

○永田委員 ああ、更新書類は。

○事務局 はい。

○事務局 失礼しました。更新でございます。

それがわかるようになっていけばよかったかもしれないな、更新ということに。

失礼しました。今度から更新の場合は更新と書いておきます、こういう場合。

○濱坂議長 では、よろしいですか。

○杉川委員 6ページの●●というのは、今でも借りているところがあるのですか。ゴボウをつくってどうのこうのだったかな、よく知らないが。ほかにもあるのか。6ページ。

(「協議事項の」と呼ぶ者あり)

●●は今でもあるのか。あるのだろうか、判こがあるから。ちなみに、今でもどこか借りてやっているところがありますか。

○事務局 まだあります。

○濱田委員 あります。松神でもあります。

○杉川委員 ゴボウ。

○濱田委員 いや、もう、つくられた形跡がないけれども。

○杉川委員 まだ一応、借りている形だ。

○濱田委員 一応、ここは●●、借りておられる。解約はまだ出ていません。

○永田委員 東園、西園地区あたりは、近隣の方が、とにかく草がおえんようになるから、しごしてくれという話があって、耕うんはしておられませんが、草刈りをして一応きれいにはしておられますので、今のところそのまま。

○杉川委員 ああ、そういう実態があるわけだ。

○濱坂議長 それを借りてから一遍も作付はないですか。

○濱田委員 作付されるかなというふうにありましたが、借りられたときは。それ以降、草がかなり伸びてきて、隣の畑の方からいろいろ言われて、言われたら二、三日後には打ちに來たり、草払い機で処理したりというのは見られましたが。植えられていません。

○濱坂議長 管理はするけれども作付はしていないということですね。

○濱田委員 はい。

○事務局 これは濱根農園のあとですか。

○濱田委員 そうです。そこは3反、4反、もっとあるかもしれませんが、5反ぐらいあるかもしれません。

○杉川委員 いい会社だったら大栄地区も紹介してもらいたいぐらいだからな。

○永田委員 大栄地区もしておられますのでね。

○杉川委員 ああ、それかいな。浜のほうだな。

○永田委員 耕うんされて筋をつくられて、何かばらばらっと粉のようなものをふりかけられて、それ以来来られていません。

○杉川委員 いい会社だったら紹介してください、よろしく。

○濱坂議長 今、話を聞いておりますと、管理のほうがずさんかなという気がいたしますので、中身を確認して、注意なり指導できるところはするようにしたいと思います。

そのほかいかがですか。

そのほか発言がないようですが、届け出のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、合意解約書につきまして、届け出のとおり受理いたします。

続きまして、農地の転用に関する確認願について、2アール未満の分でございますが、説明を願います。

○事務局 協議事項の15ページをごらんください。協議事項第3号に係る農地は1筆でございます。農地所有者から2アール未満の農地の転用について確認願が出ております。

申請人の息子さんが水稲の作業受託をされておりまして、8条の田植え機と、これを運搬するトラックの保管場所が必要となり、背の高いビニールの農機具庫を建てられたものでございます。

18ページをごらんください。大きさは14メートル掛ける4メートルで、これは周囲のコンクリート打ちの部分を含んだものでございます。ここへの出入りにつきましては、手前左右にパイプハウスがございますので、この間が通路となっております。こちらを通過して出入りをされます。現地確認のほうもしていただいております。

○濱坂議長 以上ですか。

○事務局 はい。

○濱坂議長 それでは、現地確認をしていただいているようですので、報告を願います。

○坂本委員 委員さん4人、7番から10番までの委員さんと事務局長と5人で現地視察に行きました。その結果、写真を見てももらえると、隣が雑草地で、手前の小さいハウスは作付はないようです。ここはいいのではないのでしょうか。

○濱坂議長 はい、ありがとうございます。現地確認報告も終わりました。皆さん、何か意見なり発言がございますか。

○濱田委員 5番、濱田です。このハウスのような農機具庫ですけれども、基礎というか何かしてあるような感じのあれでしょうか。基礎というか、コンクリートで中のほうもしてあるような感じ。

○事務局 下は全部コンクリート打ちがしてあります。そこから立ち上がっているハウスの基礎というのはちょっと見えなかったですが。

○濱田委員 前、お尋ねしたときにも、基礎がしてなくて、ハウスぐらいでしたら別に問題ないということでしたけれども。

○事務局 これは下が打ってありまして。

○濱田委員 はい。

○事務局 コンクリート打ちがしてありますので、これ自体が基礎だという認識です。

○濱坂議長 よろしいですか。

○濱田委員 わかりました。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

そのほかに発言がないようですが、農地の転用に関する確認願は受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、2アール未満の転用の確認願でございますが、受理といたします。

続きまして、4番、公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、御説明を願います。

○事務局 協議事項の19ページをごらんください。協議事項第4号に係る農地は1筆です。湯梨浜町の●●から、公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されております。転用期間は、3月15日までとなっております。

工事の内容ですが、北尾の踏切のところの北条川22mの改修を行うもので、届け出は、工事に必要な重機の大きさや資材の搬入のため、やむなく仮設道路が必要となったということでございます。

転用部分は、直接碎石を入れるようなことはせずに、表土をよけた上でビニールシートの上に土を盛り、車両の通り道に碎石を敷くこととされ、工事終了後には撤去し、農地として復元されます。以上でございます。

○濱坂議長 公共工事に伴う附帯設置の農地転用報告書でございますが、何か発言がございますか。これは提出書のほうも遅かったですね。

○事務局 です。大抵遅くて、今もまた1件出こようとしていますけれども。本当は県のほうが発注時点でそのことを伝えてくれればいいのですが、そういうことがないものですから。直接、県のほうへ連絡しまして、提出をしてもらったということですよ。

○濱坂議長 何か発言はございますか。

なければ報告書のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、農地転用に係る報告書を受理いたします。

続きまして、5番、平成26年度農作業労働標準賃金検討会委員の選任について、説明を願います。

○事務局 協議事項の22ページをごらんください。次ページには、平成25年度の農作業労働標準賃金等基準額をつけておりますが、この26年度分を決定する必要がございます。この額を決めていただく委員を決めていただきたいということでございます。

つきましては、農業委員からは何名か、また他機関についてJAからの委員だけでよいかという点を御協議いただきたいと思います。

なお、JAにつきましては既に協議しておりまして、前田北栄営農センター長と福光水田営農対策課長に出ただけのようにしております。

今後のスケジュールでございますが、日程調整が必要ですが、この検討委員会で案を決定し、3月総会でこれを協議し決定いただき、4月から適用することになります。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。とりあえずは、農業委員からの選考委員を選出すればよいわけですが、いかがでしょうか、昨年のおりでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員につきましても、昨年の方をお願いしてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

私がやりたいという方があれば、手を挙げていただいても結構ですが。

特に立候補もないようですので、では、昨年度お願いしました、私、職務代理、それから家森委員、岸田委員、友定委員、福光委員、杉川委員に再度お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、7名の方、よろしく願いいたします。

また、検討委員会につきましては、追って連絡させていただきますので、よろしく願います。

それから、他機関からの委員でございますが、現在、JAのセンター長と福光営農対策課長をお願いしてあるようですが、そのほかはいかがでしょうか。

去年はJA以外お願いしていませんが、それでもよろしいでしょうか。いかがですか。

○杉川委員 この流れの中で、8%に上がるから上げてくれとか、いろんな要望があるわけですか。去年どおりでいいとか、上げなければいけない理由があるとか。

○濱坂議長 税込みね。

○杉川委員 うん、その辺の、切りがいいようにしておこうというところもあるし、よその市町の状況もあるけれども。何か要望があれば、聞いておかなければいけないかもしれない。

○濱坂議長 特段、要望は聞いておりませんが、今度4月から消費税も上がることで、一応検討しなければいけないのではないかと思います。

○齋尾委員 いいですか。

○濱坂議長 はい。

○齋尾委員 JAからの受けでやっている業者がおられます、業者と言ったら変ですが、田植えとかコンバインでされているとか、そういう方の意見も一応委員に入れられて参考にされたら。

(発言する者あり)

○河原委員 それは●●ですね。

○濱坂議長 かって、下請業者が入って自分の利益を下げることになるからね。

○河原委員 ●●と●●さんは、例えば平日であれば休んで行っているはずで。有限とか法人という状態では行かせていないと思います、報酬がややこしくなるので、と私は聞いています。田井の一部の方も頼まれています、おまえら●●で来たのかと言うと、いや、休日に自分で来ているというお話でしたから、多分、自分の取り分だということであ

ていると思います。

○事務局 個人でしょう。

○河原委員 はい。私が知っている限りではそうだと思います。

○濱坂議長 齋尾委員が言われたのはちょっと意味が違うでしょう。

○河原委員 意味が違います。

○濱坂議長 利益代表者が入ると公平性がなくなるとか逆に思うのですが。

○齋尾委員 そんな判断ならいいです。

○杉川委員 この分は個人が頼む場合の話でしょう、大体が。農事組合は農事組合ということでしょう。

○濱坂議長 基準だからな。法人は法人で、また中身があるのですからね、決めたことが。そのほか何か発言はございますか。

では、もう一回言いますが、会長、職務代理、家森、岸田、友定、福光、杉川各委員と、JAからセンター長と福光課長ということで検討委員会を設けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、日程のほうを相談したいと思います。

○事務局 検討委員会の開催日でございますが、JAの部落座談会の時期でもございまして、今月の18日、21日、25日、26日のいずれかで話をしております。日にちもこの場で決めていただけたらと思いますが、こちらとしましては、できれば去年と同じような日で、25日でお願いできたらと思っております。場所は、前は北栄営農センターに参りましたが、こちらのほうでも結構ですし、その辺も決めていただけたらと思います。

(「昼間ですか」と呼ぶ者あり)

晩です。晩の7時から開催しております。

○濱坂議長 先ほどお願いしました委員さんで希望日があれば。事務局は25。

○杉川委員 会長に合わせます。

○濱坂議長 事務局の提案、25日でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

夜の7時ですね。

○事務局 はい。

○濱坂議長 場所は北条の事務局の隣の部屋で行いたいと思います。また、文書を出しますね。

○事務局 はい、出します。

○濱坂議長 改めて文書を出しますので、よろしく申し上げます。

では、6番に入ります。

農業生産法人報告書について、3件出ておりますので、説明を行います。

○事務局 本日お配りしました協議事項の23ページの1からごらんください。

この●●の分の表紙が抜けておったようでございます。●●から報告書が出ております。売上高につきましては、平成26年に農業で2,500万円の売り上げを見込んでおられます。

24ページに議決権を持つ者の一覧がございまして、また、25ページには役員の従事状況がございまして、役員につきましては、年間を通して従事とのこととございまして。

参考として、法令業務ロードマップでは2ページとなりますが、役員要件としましては、役員の過半が農業の常時従事(原則年間150日以上)と、1のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)である必要がございまして、以上でございます。

○濱坂議長 失礼しました、先ほど3件と言いましたが、2件です。

中身を確認いただいて、何か発言がございましたらお願いします。

ここの説明は一件しかしていませんね。

○事務局 ええ、まだ。

○濱坂議長 ●●の報告書につきまして、何か御意見はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

発言がないようですが、報告のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、●●の報告書を受理いたします。

続きまして、●●の報告書の説明を願います。

○事務局 26ページをごらんください。●●から報告書が出ております。売上高につきましては、平成26年に2億7,500万円の売り上げを見込んでおられます。

27ページに、議決権を持つ者の一覧がございます。また、28ページには役員の従事状況がございます。農業への従事は年間を通してということでございます。以上でございます。

○濱坂議長 28ページの上の表の、農業への従事状況の実績と見込みがあつて、農作業への常時従事の有無、これは中身が違うわけですか。

○事務局 違います。農業へのというのは事務も入りますので。

○濱坂議長 事務も含む。

○事務局 はい。で、12カ月間。それから、農作業というのは、これは60日以上のものが……。

○濱坂議長 現場の。

○事務局 はい、2分の1以上でなければならないというところでございまして、3名のうち2人は常時従事しておるということで要件には合っているということです。

○濱坂議長 この美和さんというのは、事務担当でいいですか、村岡委員。

○村岡委員 だと思えますね。

○濱坂議長 事務担当ですね、これは。

何か発言がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

特に発言ないようですが、●●の法人報告書を受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、●●の報告書を受理いたします。

続きまして、7番、農業生産法人設立届について、●●の説明願います。

○事務局 レジューメのほうには●●しか書いておりませんが、追加で●●の分もさせていただきます。

まず、●●ですが、協議事項の29ページをごらんください。

有限会社エイチアグリから農業生産法人設立届が出ています。この法人は、近年、水田の利用集積を積極的に進められてきた北条島の若い方が設立されております。

30ページには、履歴事項全部証明書がございます。本店は●●番地で、目的は水稻の生産販売のほか、古物の売買及び受託販売までございます。

32ページからは定款、39ページからは設立総会の議案となっております。41ページの5カ年計画では、平成30年に、経営面積94.8ヘクタールで水稻、大豆、イチジクを耕作され、売上高5,640万円を目指されております。

42ページには総会の議事録がございます。以上、問題なければ、このまま法人の今後の経営を見守りたいと考えます。以上でございます。

○濱坂議長 ●●の設立の説明がございました。何か発言はございますか。この議事録を見ると、1人で設立した感じですが。

○事務局 1人です、株主が1名です。

○河原委員 株主が1人で、常時雇傭人が多いからね。

○事務局 ですね。若い方を使っています。

○濱坂議長 何か発言はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、●●の法人設立届を受理してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

受理いたします。

続きまして、追加分の●●の説明を願います。

○事務局 本日お配りしました議案追加分のほうをごらんいただきたいと思いますが、●●から農業生産法人設立届が出ております。この法人は、●●地区の方で設立をされたものでございます。

2ページに履歴事項全部証明書がございます。主たる事務所は、●●番地で、目的は、共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業等でございます。役員は、10名となっております。

4ページからは定款と運営規約、13ページからは設立総会の議案となっております。本日さらにお配りしております5カ年計画では、平成30年に経営面積24.3ヘクタールで水稻、大豆、飼料米、麦を耕作されて、売上高1,765万円を目指されております。

18ページには総会の議事録がございます。以上でございます。

○濱坂議長 ●●の説明が終わりました。何か発言ございますか。

徳山委員、何か補足がありますか。

○徳山(克)委員 皆さんに、この議案がおくれたということは申しわけなかったと思います。というのは、昨年、年末に、やっと農業改革のほうの公の方針が出まして、年明けになってから、これだったら25年度に交付金をもらったほうが得ではないかということと向かったものでして、今回の総会にかけないと補助金がもらえないということで急遽したもので、何とか1カ月で承認、白紙委任もとりまして、やっと2月1日に設立総会をしまして、2月3日に登記のほうに持っていきまして、5日に設立したということでございます。

県のほうにも一応届け、6日だったかと思いますが、今月の6日に町のほうから出してもらおうようにしております。そういうことでございますので、よろしくお願ひします。

○濱坂議長 ありがとうございます。

特に発言はないようですが、●●の設立届は受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、●●の分も受理いたします。

続きまして、8番、農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約について、説明を願ひます。

○事務局 協議事項の43ページをごらんください。農業会議から、農業委員会の改革に向けた組織討議と意見の集約について依頼が来ております。

これは、新聞等で御存じかと思いますが、国の規制改革委員会等で農業委員会のあり方について検討をされておまして、農業委員会系統組織みずからも組織討議と意見の集約を行うということでございます。

この基本的な考え方と背景につきましては、1ページ、2ページにございますけれども、農地法に係る許認可業務は行政の長が行い、地域と無関係な一般の企業が所有しても何ら問題ないとの考えがございまして、最後にございまして、農業委員会の廃止または現在の許認可業務を農業者の代表が行うのではなくて、その諮問に答える審議会のようなものになるか、行政の代理・支援・下請業務を担う機関になるものと推察されるものでございます。

では、設問ごとに意見を伺い、北栄町農業委員会としての意見を述べていただきたいと思いますが、事務局で丸を記入している分もございまして、これはあくまで討議の題材として賛成、反対があっても構いませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○濱坂議長 中身は事前に読んでいただいておりますでしょうか。1ずつ行きます。

3ページをごらんいただきたいと思いますが、設問、まず1の1、46ページでございます。

○濱坂議長 設問1の1ですが、先ほどありました許認可等の法令業務への取り組みの必要性についてということでございます。該当するもの1つを選択して丸をつけてくださいということです。①許認可等の法令業務と農業振興業務は一体的に取り組むべき。②許認可等の法令業務と農業振興業務は一体的に取り組んでいくべきだが、許認可等の法令業務における審査的な機能と、農業振興業務の推進的な機能の進め方については、区分して取り組むことが必要。③許認可等の法令業務から、農業振興業務等に重点を切りかえていく

べき、④その他でございます。

事務局が丸をしておりますが、1でよろしいでしょうか。ほかの丸がいいという方ございますか。

○事務局 一応、1番はこれまでどおりのものでございます。

○瀨坂議長 特に、1番で絶対反対だということがなければこれにしたいと思いますが、いかがですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

設問1の2に行きます。1の1で1、2を選択した場合、①許認可等の法令業務と農地や、経営担い手に関する農業振興業務は表裏の関係にあり、農地の監視や利用調整、経営・担い手対策などの日常的な業務を担っているからこそ、許認可等の法令業務の判断ができるし、実効性が上がると考える。②許認可等の法令業務の処理に当たっては、地域の農地と農業の実情に精通していることが求められるとともに、許認可業務は主として個人の契約や利害に係るものであることから、公選により選出された地域の農業者の代表で構成された農業委員会が行うことがふさわしく、市町村長や都道府県知事の職務にはなじみにくいと思う。③市町村長は商工業の誘致など開発の分野も担っているが、農地保全や農業振興とは方向が必ずしも一致せず、むしろ、相反するものであり、その両立は困難である。一般的に、また、趨勢としても農地への開発圧力は強く、結果、農地保全や農業振興が図られなくなると思う。その他は④です。

該当するもの全てに丸をつけなさいということですが、事務局は1番にとりあえず丸をしております。そのほか、これもだというのはございますか。

(「1番でいいです」と呼ぶ者あり)

○事務局 ちょっとわかりにくい書き方がしてありますが、②のほうは、許認可等の法令業務の処理に当たってはということ、法令業務についてのみうたっているということです。①のほうはこれまでどおりということです。

○瀨坂議長 ③は該当しないのか。

○事務局 ③は、意見として、要するに市町村長がやってもだめだよという言い方ということでしょうね。それとでみんな、要するに設問1の1のほうの、農業委員会でやらなければいけないという理由の中の説明としてこの①、②、③があるということ、①と②は、要するに、現場と近いので法令業務は農家委員会がすべきという言葉と、③のほうは、市町村長はほかの施策もあって相反する部分もあるよという部分ということでしょうね。

○杉川委員 難しいことはよくわかりませんが、農業委員会というのは農家の代表者であって、役場の考えと同じにならない場面も実際あるのです、農家の代表者である以上は。そのときに、どう法を守れるのか、いいルールがないだろうかと探るのが農業委員会の仕事だと思うところがある。遊休農地をどうするかとか、どうすれば高く売れるだろうかということばかりでもないけれども。

○永田委員 別に、①、②、③全部に丸でもいいのですよね。

○事務局 そうです。

○永田委員 全部に丸でいいような気もするのですが。全てまともで、そうであるなと思われませんが。

○河原委員 ただ、①、②、③全部に丸ということにはならないのです。なぜかという、農業委員会というのは独立委員会なので、要するに行政から命令されるものではないというのが法律でうたわれていますので、それをなくしようとしているのですよ、こっちは。それだからこういう言葉が出てくるので、その辺を、皆さん方お考えいただかないとどうかなという気がしますので。

独立委員会というのは農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会、あるいは行政が口を挟むことではできないということになっていきますので、今現在の法では。それを取っ払おうとしているので相手は、ということが大前提なのですよ。

○瀨坂議長 それから、誤解してもらったら困りますが、事務局長や阪本さんがおりますが、もともとの身分は役場の職員ですけれども、農業委員会については、役場の指揮系統

とは一線を画しているわけです。出向というかどうかどう表現したらいいかわかりませんが、任命権は農業委員会にありますので、たまたまダブっているだけの話です。だから、もっと専門的な人がもしあるなら、その人を役場の職員以外から雇い入れても構わないわけです。

設問1の2は①だけでいいですか。

○河原委員 私は①だけでいいと思います。

○濱坂議長 それでは、①だけにしたいと思います。

設問1の3、説明があります。

○事務局 設問1の3、農業振興業務で、貴農業委員会が現在取り組んでいる活動と、今後重点的に取り組んでいきたい活動について、①農地の権利関係の調整、紛争の和解の仲介、②担い手等への農地の利用調整（担い手等への農地のあっせん等）、③遊休農地の発生防止や復元・解消、④人・農地プランの作成・推進や集落営農の推進等、地域における話し合い活動に対する支援や助言、⑤農業者年金の加入推進や受給に関する指導、⑥農地税制や融資等の相談、⑦農業簿記や青色申告の指導、⑧認定農業者制度の農業経営改善計画の作成支援や法人化その他の担い手の経営改善・経営確立の取り組みに対する支援、⑨新規就農者や企業の農業参入の相談及び参入支援、⑩農業・農村振興に関する政策提案・建議、⑪食農教育や農業・農村理解の促進、⑫市民農園や体験農園、農業ボランティアなどの推進による都市農村交流の推進、⑬農業の生産振興対策（新規作物の導入、特産づくりなど）、⑭その他（担い手の婚活）。

○事務局 以上でございますが、A列のほうには書いてありますけれども、今現在やっている活動ということで、私のほうで丸をつけさせていただきました。右のほうのB列につきましては、案でございます。

○濱坂議長 説明が終わりました。まず、A列、該当するもの全てでございますが、このほかに丸だというものがございませうか。⑭はどうですか、せっかく書いておられるのに。

○事務局 まだ、協議中ではあります、取り組みではないので。

○濱坂議長 入れるほどでもない。

○事務局 はい、入れておりませんが。

○濱坂議長 A列についてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

続きます、B列ですが、重点的に取り組んでいきたい活動を3つと書いてございますので、丸してあるものを3つに絞らなければいけないと思います。

○事務局 今やっている分で丸がしていないのもございますので、説明させてもらいたいと思いますが、③の遊休農地の発生防止や復元・解消というものにつきましては、これは農業委員会の仕事ではないのではないかなと、あくまで町としての仕事ではないかなと思います。

また、人・農地プランの関係云々もそうでございます。それから、年金の加入推進や受給に関する指導でございますが、これはちょっとどうかと。確かに大事なことでありますが、加入推進まで、例えば保険屋のようなところまでしなければいけないのかなという気がいたしております。以上です。

○濱坂議長 それはやっているが、B列で書くことではないということですね。

○事務局 はい、そう思いました。

○濱坂議長 B列は3つに絞らなければいけません。

指名して申しわけないが、徳山委員、3つになるとどれとどれですか。

○徳山（隆）委員 大体思うのが、自分としては①番、⑨番、⑭番ぐらいかな。

○濱坂議長 ①、⑨、⑭。

○徳山（隆）委員 ええ。いろいろあると思いますけれども、大体。

○濱坂議長 絞れないと思いますが。

岸田委員いかがですか。もし3つに絞ると。

○岸田委員 ①番、②番、⑨番。

○濱坂議長 もう一人聞きましょうか。

森本委員いかがでしょうか、主観で結構です。

○森本委員 ①番、②番、⑨番。

○濱坂議長 2票以上入ったのが①、②、⑨です。この辺でどうでしょうか、いろいろあるということ。

なら、①、②、⑨に絞らせていただいてもよろしいでしょうか。いや、こんなのはどうしてもというのがあります。

○濱坂議長 たくさんあると思いますけれども、これでどうこうなるわけではないですけれども。

○河原委員 アンケートだから。

○濱坂議長 では、ここでは、たまたま3人の方にお聞きしたのですが、①、②、③に、ああ、⑭ですね、①、②、⑭に。

(「⑨」と呼ぶ者あり)

①、②、⑨に絞ります。

続いて、設問の2の1を朗読してください。

○事務局 農業委員会の構成等についての意見への対応。〈農業委員の選挙について〉①農業生産法人の従業員に選挙権・被選挙権を付与する。②解除条件つき賃貸借参入法人の農業従事する役員等に選挙権・被選挙権を付与する。③農業委員の選挙権・被選挙権は現行制度では同一であるが、認定農業者等意欲ある農業経営者の比率を高めるために、被選挙権について別の要件を設ける。

〈農業委員の構成について〉④女性委員の比率を高めるため、選挙委員の一定比率を女性とする。(選挙委員に女性枠を設ける。)⑤女性委員の比率を高めるため、選任委員の一定比率を女性とする。(選任委員に女性枠を設ける。)⑥選任委員に、商工業者(異業種)、消費者(地域の生活者)、弁護士(専門家)等を入れる。⑦議会推薦の選任委員に公募制による委員を入れる。

〈その他〉⑧上記のような批判があろうとも、委員の構成を改める必要はなく、現行の審議や運営の透明化等を図り、理解を深める取り組みを強化することで対応すべき。⑨その他。

○濱坂議長 ありがとうございます。

ここでは、該当するもの全てということになっておりますので、事務局は⑧だけにとりあえずつけておりますが、そのほか、これもだというのがございましたら発言ください。

○森本委員 私は、希望としては5番の選任委員の女性の農業委員の比率を高めるためというところの⑤に丸したいです。

○濱坂議長 選任委員ね。

○森本委員 はい。

○濱坂議長 そのほかはございませんか。

○河原委員 今の話ですが、これはあくまでも、公選法を変えるという前提でなら私もそれは賛成ですが、多分、難しいだろうと思います、法的にも。あと、公選法でないものを各地区で決められるかどうかということにはすごい問題があるのですよ、仮にまねしたとしてもね。すごい……。

○永田委員 選任委員のほうに枠を設けるといのは、選挙法は関係ないのではないのでしょうか。

○濱坂議長 選任の場合は申し合わせみたいなことで、多分、大丈夫だと思いますが。

○永田委員 ④は選挙委員の選出の中に女性枠ですので選挙法改正が必要ですが、⑤のほうは選任委員の中に枠を設ける、設定するというお話なので、選挙法は関係ないのではないのでしょうか。

○河原委員 いや、選挙法は関係ないというのではなくて、選挙法で、例えば、現状でいけば各農家の人々が被選挙権ですよ。その人が決めるわけですから、仮に投票だった場合。男だとか女だとかは指定はできないわけですよ、そういう前提があるから。その上で選任委員を決めなさいというの、何ということ。公選法が絡んできていけば。

○事務局 それは、④の分。

○河原委員 うん、⑤でも。

- 事務局 ⑤は選任委員ですから。
- 河原委員 でも、公選法がないという前提で⑤ということならわかるが、その辺の中身がよくわからないので。
- 岸田委員 議会推薦ということでしょう
- 事務局 ⑤のほうは、これは農業委員会等に関する法律の中にある選任委員の数。
- 河原委員 のことですよ。
- 事務局 はい、はい。
- か委員 女性の比率を高めるということでしょう。
- 事務局 だから、それぞれの団体が出していただくのは、別に男性であろうが女性であろうが。
- 河原委員 関係ない……。
- 事務局 出していただける。議会から出していただくものについてはあり得る話かなど、複数出してもらっておりますからね。
- 濱坂議長 農業者以外の⑥の分は、これは改正が要るのですね。この項目がないですからね、枠がないよね。
- 事務局 枠を設けて、例えば、商工業者であれば商工会から出してもらおうという話になってくるかもしれませんが、消費者であればどうなのかなど、わかりませんが、適当な人を町長が任命するみたいな格好になるのかと。
- 濱坂議長 今、法律の中でもそういう枠等はないでしょう。
- 事務局 ないです、はい。
- 濱坂議長 当然それはかえなければいけない。
- ただ、今、規制改革会議なんかでは、このことを一生懸命言っているのですね、農業者だけで決めさせたらいけないと。
- 委員 そうそう、そうそう。
- 濱坂議長 その発言の前提には、選挙法の改正も当然含まれてくると理解しなければいけないと思います。
- 森本委員から提案のありました⑤について、とりあえず丸をつけて、それから⑧、従来どおりということですね。そのほうがいいですか。
- 岸田委員 ①は今でも大体あるのではないかと、法人で何日以上というのはないですか。そういうのは従事者として認められますよね。
- 事務局 60日だ。
- 岸田委員 60日ですか、ありませんか。
- 事務局 これは農業生産法人です。
- 岸田委員 はあ、はあ。
- 事務局 解除条件つきになっていますから、農業生産法人ではなしに農業法人というか、農業されている法人。
- 岸田委員 その従業員が働くのはできるでしょ。
- 河原委員 従業員がね。
- 事務局 できる。例えば、大企業が農業に参入した場合に、例えば、半分以上は60日以上にならないという場合でも選挙権が付与されてくる可能性があると思います。農業に従事すると書いてあります。今であれば、六尾に入っておられる法人とか。60日以上していればという話になってくるかもしれない。ただ、住所がこちらにないですけども、あればということになります。
- 濱坂議長 北栄町農業委員会では、5番と8番にしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

設問2の2。

- 事務局 こちらのほうは私が説明させていただきます。一応、農業政策のほうでは、北栄町の農地が2, 220haとなっております。それを単純に、欠員はありますけれども26名で割りますと80ヘクタールほどになりますので、80haとして逆算をして28人ということになります。70いくらだと思いますが、28人は必要だという数字になってま

います。

皆さんの管轄で、管轄エリアが何haかというので決まれば、逆算をすると人数も出てくるという形です。

○濱坂議長 これは、1人の農業委員が目の通せる面積を先に決めたら人数が出てくるという話ですけれども、いかがでしょうか、何か御意見はありますか。

全県の農地白書をまとめたときに、北栄町が大体、中間からちょっと少ないぐらいのほうかなという位置づけでして、1番ひどいのは鳥取市です。あそこは1人で物すごい面積を見なければいけないという状況になっています。一応、目が届いているのは、例えば日吉津あたりです、少ない地域ですから、よく目が届いておりますね。

現況の農地パトロール等々の活動を通して、今の人数、皆さんそれぞれに大小がありますが、この程度なら見れるとか、こんなにもらっても見れないとか、感想を含めて何かございませんか。

○前田(浩)委員 面積の大小、中山間地もあるし。

○事務局 見て回るといっても、例えば相談業務とかが、これだけのエリアがあり過ぎると次々来てかなわないとか、追いつかないとか、そういう面積を考えてもらったほうがいいのかもかもしれませんね。

○濱坂議長 いかがですか。大体、現状だとできる範囲だということですか。

○友定委員 自分みたいに生産組合が入っていると、余り面積は何ともないのですよ。見れるというか個人的な分ではないから、相談業務もないし。ただ、畑の砂丘地に行って、これはもうすごい面積が出てくるのです。山とか何か持っておられる方は相談ができたかなんかするとすごいのかなと思いますし、やっぱり状況が違うから、何haということではないのかなと思うので。

○前田(浩)委員 単純に面積はそういう話だから、現状に合わせて考えると。

○濱坂議長 設問が余り一括りか。

その辺の注釈みたいなことは書けないのだな。

○事務局 いや、書いて出してもいいと思います。

○濱坂議長 平場と中山間と状況が違うでしょう。相談なんかの件数などは。

○杉川委員 実際、大谷なんか東伯地区に大分あるだろうし。多分、カウントしてない。

○濱坂議長 とりあえず、ここでは人数と面積だけで答えるようになっておりますので、現状維持ぐらいのこの数字でとりあえず出します。

あと、注釈が加えられるなら、その平場と中山間で違うとか、いろんな問題の発生というか、相談の度合いによって積算ぐあいも違うということも書き加えたいと思います。

次に行ってもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

設問3。

○事務局 設問3の1、公選制を維持するべきか、公選制以外の方法に切りかえるべきか。

①公選制を維持するべき、②公選制以外の選出方法に切りかえるべき。

○濱坂議長 現在、公選制ですけれども、それを維持するべきか、そのほかの方法を考えるべきかということですが、いかがですか。現状維持、①でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、ここは①にします。

2はございませぬので、次は、最後のページですが、設問4の説明願います。

○事務局 設問4の1、農業委員としての役割(活動)の法律への明記について。①必要である、②必要はない、③その他。

○濱坂議長 ここは該当するもの1つを選択でございます。農業委員としての役割を法律に明記すべきか、必要ないかということですね。事務局は必要ないに丸をしておりますが、いかがですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

②の必要ないでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、4の2は必要ないですね。

以上でアンケートの確認が終わりました。

続きまして、7番の報告事項に入りたいと思います。

まず、委員会報告ですが、農地委員会、何かございますか。

○岸田委員 きょう終わりましたから、1月に農地パトロールをやっておりますので相談したいと思います。残っていただくようお願いいたします。以上です。

○濱坂議長 はい。農地委員会、このあと会合をしたいということでございます。

農政委員会、何かございますか。

○濱田委員 この後、町会議員、建設委員の方と会合がありますが、その間に協議したいことがありますので、集まってもらいたいということと、皆様の机の上にセミナーのチラシを一部置かしていただいております。

農政の中で、若い方と交流の場を持ちたいという意見も出ておりました、各委員さんのおられる婚活のときでも、婚活対象の45歳未満みたいな方はおられませんかみたいなことをちょっとお願いしたこともあると思いますが、そういう方に19日、関東のほうから来られていい講演をされるみたいですので、ぜひ、近くの若い方に呼びかけをお願いしたいと思います。

その19日に、これから協議しますけれども、できれば農政委員も何名か参加していただいて、飲みなんかの会にちょっと加わらせていただいて、いろいろ話ができたらと考えております。北条側が特に、呼びかけるにもそういう組織的なものや、部会長さんに聞きましても、なかなか人数がないと言われておりますので、地元の委員さんの周りにおられる若い方に2月19日、まだ日にちがありますので呼びかけをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○濱坂議長 農政委員会も、この後ちょっと寄って相談したいということでもあります。

広報委員会、何かございますか。

○森本委員 「菜種」18号に向けて1月31日に原稿を持って集まっていたいて、ほとんどのことができっておりますが、もう1回見直しなどがあると思いますので、この後、少しの間で終わりますので集まってください。もう1回見直します。それで、2月の末には「菜種」18号が発行されますので、皆さん読んでください。以上です。

○濱坂議長 広報委員会も、この後寄りたいたいということでございます。

そのほか、委員会で何かございますか。特にございませんか。

それでは、2番の26年度活動計画ということで相談をしておきたいと思います。報告事項のレジュメのはぐっていただいたところに、25年度のざっとした、それぞれの委員会も含めて活動計画を組み立てたものをお配りしていると思います。これの26年度版をそれぞれの委員会で、4月の総会に出せるように取りまとめをお願いしたいと思います。各委員長さんは各委員会の担当の分をよろしくお願いいたします。全体については、こちらのほうで組ませていただきます。よろしいですか、お願いしても。

ということは、3月いっぱいぐらいに事業計画を組んでいただきたいということですので、委員長さん、よろしくお願いいたします。

次、3番の就農計画の日程について、事務局から説明をいたします。

○事務局 報告事項の2ページをごらんください。1月8日、亀谷の方が県の就農計画の認定を受けられております。認定番号が25の8とありますので、本年度8番目ということになります。

2ページ以降に就農計画がございまして、営農部門としては、梨、ハウス花卉で、それぞれ50アールと14アールの規模で今月就農されます。

4ページには、就農に当たって必要となる機械やハウス等が上がっています。

5ページには、資金調達計画で、就農施設等資金約180万円を調達する計画であるとされております。

6ページ、7ページには実家の経営の概要がございまして、以上でございます。

○濱坂議長 就農計画認定書が出ておりますが、何か発言はございますか。

もし、助言等できる方があれば、よろしくお願いいたします。

それでは、次に行きたいと思いますが、事務局のほうから2点ほどありますので、よろしく願います。

○事務局 農業経営改善計画の認定が3件ございました。いずれも新規で取得されたものでございます。

それと、もう1点、遊休農地所有者等からの空き農地情報バンク登録申込書が1件出ておりますので、いい話がございましたらお世話していただきたいと思っております。以上でございます。

○濱坂議長 報告事項全体通して何かございますか。よろしいですか。

次、8番、連絡事項に行きたいと思っております。一括して願います。

○事務局 報告事項をごらんいただきたいと思っております。一般経過報告で、1月27日に農業振興基本計画策定委員会に会長が出ておられます。

1月末に、北栄町農業委員会農業委員選挙登載申請の提出を選挙管理委員会に対してしております。現在、中身を確認したものを調整し、名簿にするようにしておるところでございます。今週中ぐらいには提出をしたいと思っております。

2月には、17日と20日に会長、それから事務局のほうの研修会等ございます。また、21日には農地白書の研修会ということで、農業大学のほうに私が参ります。

3月10日には、本日は農政委員会でございますが、農地委員会のほうと議会産業建設常任委員会との遊休農地の視察ということで予定をされております。3月の13、14、町議会がございまして。一応、2日間と予定されておまして、会長と私が出席をいたします。

それから、次回の総会でございますが、3月10日月曜日、午後1時半から、こちらのセンターのほうで行います。現地確認が金曜日の3月7日でございます。議席番号11番から14番ということでございますので、よろしく願います。議案締め切り日は2月25日火曜日でございます。以上です。

○杉川委員 確認ですが、3月10日の遊休農地視察というのは、農業委員会が済んでから出るという話ですか。

○事務局 一応そういう話になっておりますが、でも、議会のほうから文書が来ますので、それで確認させてもらいたいなと思っております。余り時間がないもので、しょうがないかなと思っております。ふだんから見ておられるので、できれば話し合いのほうがいいのかなと。

○岸田委員 回るというのなら1カ所か2カ所に限定した格好で見るという格好にしないと、町内全部見るといっても、4時ごろから見れるわけではないので。

○事務局 1時間もあれば1カ所、2カ所は見れるという形で。

○岸田委員 その辺、詰めみて。

○事務局 調整いたします。

○杉川委員 いずれにしても、春になって忙しくなったり、気がせくが、時間、まあ、何ていうかな。

○事務局 午前中という話もあるのですが、ちょうど議会の産業建設常任委員会が午前中ありますので、そういう話もありましたけれども、ただ、長時間農業委員さんのほうに出てもらえるのも何ですし、今回は文書が出てから考えたいと思っております。

○杉川委員 あくまで、昼からだということだな。

○事務局 委員長さんと相談させていただきたいと思っております。

○濱坂議長 そのほかは何かありますか。また、農作業が忙しくなるとまいりますが、よろしく願います。

それでは次、9番のその他に入りたいと思っております。

(略)

そのほか、その他でございますか。

○河原委員 皆さんのところに、この資料があると思っております。中身まではちょっと説明はいたしません、実は、きょう、農水省から4名の方、いわゆる1、2、3、4、担当の職員が来て説明会が持たれております。そのときの資料ということで、皆さんに御配付させていただきました。ほとんど御存じの方が多いとは思っております。ただ、ちょっと詳しく載

っておりますのと、国の考え方が書いてありますので、お読みいただければありがたいかなと思います。

それから、その関係に伴いまして、飼料米の関係が出てくるのですが、その中で一応、JA鳥取中央管内では、飼料米について上限200ヘクタールということで取り組もうということで話をしております。品種につきましては日本晴ということで計画しておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

その200ヘクタールというのはどうして出したかと言いますと、26年度につきましての、いわゆる減反部分の面積を直しますと170ヘクタールぐらいになる。それから、昨年度飼料米で取り組まれた方が大体32ヘクタールぐらいあったということで、合わせて200ヘクタールぐらいだったら取り組めるかなということで、上限200ヘクタールで取り組みましょうということで考えておりますので、この辺は多分、地域座談会の際に説明はあると思いますが、一応その辺、耳打ちしておきたいなと思って申し上げました。

その中身等につきましては、今現在、飼料米につきましては、中国管内では水島にしか保管、それから製造をする場所がございません。飼料米を生産されますと、そこまで運ばなければいけないという流通経費等も出てまいりますので、その辺はまた全農のほうと話をしまして、例えばトン当たり幾らだとかいうことで決まってくると思います。その金額につきましてはまだ調整中だということですので、また決まり次第、何らかの方法で皆さん方に伝達することができるだろうと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。大まかに、ざっとそういうことです。

○濱坂議長 ありがとうございます。

○事務局 資料の説明をさせていただきます。資料と書いてある分をごらんください。

これは、平成26年度、来年度から農地中間管理機構との関係で、遊休農地に関する措置が変わるようでございます。前回の総会で北栄町農業委員会遊休農地の指導手続規定について御意見を伺ったところでございますけれども、これまでの指導や通知、勧告等の措置が必要なくなりまして、所有者への意向調査、これは25年度に初めて事務局で行いましたけれども、このようなことを踏まえながら、最終的には知事の裁定を受けて、中間管理機構が中間管理を行うといったものになるようでございます。

なお、前回協議をいただいておりますが、このように国の示すものが変わりますし、総会後に議会との意見交換会等もございますので、修正案の提案は次回以降に持ち越させていただきますということにさせていただきました。以上でございます。

○濱坂議長 そのほか皆様から何かございますか。

なければ、本日の総会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

議長（会長）

議事録署名委員（24番）

議事録署名委員（1番）